

「掲載拒否」されないような原稿は掲載に値しない

池上コラム掲載二日後に朝日の市川速水東京本社報道局長のおわびと説明のなかで、《8月5、6日付朝刊で慰安婦問題特集を掲載して以来、本社には言論による批判や評価が寄せられる一方で、関係者への人権侵害や脅迫的な行為、営業妨害的な行為などが続》き、《こうした動きの激化を懸念するあまり、池上さんの原稿にも過剰に反応してしまいました。本社は8月28日、池上さんに「このままの掲載は難しい」と伝え、修整の余地があるかどうかを打診しました。》と記されていたことから、もう一度池上コラムが惹起した問題を整理してみる。

《8月5、6日付朝刊で慰安婦問題特集を掲載して以来、本社には言論による批判や評価が寄せられる一方で、関係者への人権侵害や脅迫的な行為、営業妨害的な行為などが続い》たことは、その通りだろう。そこには「ネット上の罵詈雑言や週刊誌広告の煽情」や、朝日からみた「悪意の批判」が氾濫していたであろうが、中には朝日が真正面から受けとめなくてはならない「善意の批判」も含まれていたと思われる。「悪意の批判」や中傷に対しては当然、朝日は無視したであろうが、問題は「善意の批判」についてどう対応するか、であった。

結局、朝日は「悪意の批判」や中傷に対するのと同様に、「善意の批判」に対しても無視することになった。「善意の批判」がジャーナリズムの精神に即したものであればあるほど、その内容は「検証は不十分」と「謝罪の2文字」を含んでいたであろうからだ。いうまでもなく朝日がその二点に対して答えようとしなかったのは、ジャーナリズムの立場ではなく、企業論理の立場をとっていたからである。その二点に引きずられていくことは、企業としての朝日の根幹をますます危うくしていくものである、とたぶん経営陣は考えたにちがいがなかった。

企業論理の立場からすれば、「悪意の批判」や中傷と同様に「善意の批判」もまた、無視されなくてはならなかった。思うに、「悪意の批判」や中傷は頭から無視できたが、「善意の批判」に対しては無視するのをジャーナリズムの精神からもためらう気持ちを朝日は少しはもっていたかもしれなかった。しかし、企業論理からすれば、容赦はなかった。

ここでもう一つ考えなくてはならないのは、朝日が敵とみなしているだろう「悪意の批判」のなかにも、おそらく「検証は不十分」と「謝罪の2文字」という内容が含まれていたであろうことである。そうすると、この二点を中心にして考えるなら、「悪意の批判」と「善意の批判」を弁別すること自体に意味がなくなってくる。たとえ「悪意の批判」が朝日を潰そうとする方向からやってこようとも、反対に「善意の批判」が朝日を支持する方向からやってこようとも、批判内容が同じその二点を含んでいるなら、企業論理に立つ朝日からすれば、どちらも忌避する以外になかったのであろう。

池上コラムはそのような問題から押し上げられて登場したとあってよかった。いいかえれば、企業論理において朝日が忌避してきた「検証は不十分」と「謝罪の2文字」の二点の上に立った主張を、ジャーナリズムの精神から池上コラムは繰り広げようとしたのである。そこで池上コラムは朝日の企業論理と衝突せざるをえなくなった。朝日はたぶん「検証は不十分」と「謝罪の2文字」の二点を削除した上での書き換えを要請したはずである。おそらく朝日の本音としては、自社の「慰安婦報道検証」記事に言及するコラムそのものの撤回を望んでいたと思われる。しかし、朝日の企業論理など視野にない池上コラムからすれば、呑めるわけがなかった。そうすると、池上コラムは自社の意に添わないということで、本来は掲載を見合わせるという処置がとられるだけのことであった。

木村正人ブログにもあるように、《掲載拒否は実は、新聞社や出版社では日常的に起きていることであり、普段は話題にもならない》出来事であった。《特定秘密保護法をめぐる朝日新聞側から「絶対反対の立場で原稿を書いて下さい」と要望を受けたり、掲載できないと一方的に通告されたりした例は耳にしたことがある。産経新聞も例外ではない。》とまで、内幕（などというほどのことではない周知のことなのであろうが）がさらけだされている。要するに、《意に沿わない原稿は掲載しないのが新聞社の現実》なのである。いや、その「現実」は出版界すべての現実であろう。読者の投稿欄であれば、掲載の場合でも巧妙に手を加えられるであろうし、池上コラムのように依頼原稿であっても、意に沿わない原稿は掲載されないか、書き換えが要求されるのが通例なのであろう。

したがって、今回の池上コラムにしても、朝日からすれば通例の範囲内であったはずだ。日常的に起きている一例にすぎなかった。だいいち、この池上コラムが「慰安婦報道検証」記事に言及していないコラムであったなら、掲載拒否されてもほとんど騒がれることはなかっただろう。もっとも他の内容のコラムであったなら、掲載拒否の事態など起こらなかっただろうが。ところが、池上コラムが「慰安婦報道検証」記事に言及したコラムであったことによって、その記事に対する批判や中傷が渦巻いているなかでは、掲載拒否は「慰安婦報道検証」記事に言及するすべての文章に対する朝日の言論統制として多くの人に受けとめられて、炎上することになってしまったのである。

掲載拒否が「表現の自由」の問題にまで飛躍されていったことについて、木村社長は謝罪会見で質問に対して、「途中のこととはいえ、途中のやり取りが流れて、言論の自由の封殺であるという、私にとっては思いもよらぬ批判をちょうだいしました。」(傍点は引用者)という感想を漏らしていたが、確かに「思いもよらぬ批判」であった。売れっ子の池上なら朝日以外の表現媒体でいくらでも自分の意見を発表することができたし、売れっ子でなくても、ブログに投稿したり、ツイッターで呟くこともできるからだ。木村社長は「言論の自由の封殺」という批判は見当違いではないか、と思っていたが、しかし、このような見当違いの批判は、「慰安婦」問題を人権問題としてひととき高く掲げようとする朝日が得意としてきた見当違いの批判とつながっていることとして覗き込まないわけにはいかない。つまり、朝日に向けられた「言論の自由の封殺」という見当違いの批判は、朝日が常習としてきた見当違いの批判の手法として跳ね返ってきたとみることも必要であろう。

朝日の鈍感さは「慰安婦報道検証」記事に言及している池上コラムを掲載することと、掲載拒否することとは、どちらのダメージがより大きいかを十分考慮した上で判断することなく、企業論理から通例の掲載拒否として処理しようとする点にあった。《8月5、6日付朝刊で慰安婦問題特集を掲載して以来、本社には言論による批判や評価が寄せられる一方で、関係者への人権侵害や脅迫的な行為、営業妨害的な行為などが続い》ていたのであれば、「悪意の批判」や中傷という火炎にコラム掲載が油を注ぐことになる度合と、コラム掲載拒否が油を注ぐことになる度合とを冷静に見通す者が、経営陣にも編集部にも誰一人としていなかったことを、その程度の危機管理意識であることを浮かび上がらせていたのである。それはちょうど「吉田調書」問題で、吉田証言を公正に読みとっていこうとする姿勢をもっていなかったことと通底していた。したがって、「吉田調書」が公開され、コラム掲載拒否が明らかにされると、同種のおわびと説明を繰り返さざるをえなくなるという失態に行きつくことになるのである。

朝日が企業論理の立場からコラム掲載拒否を判断したとすれば、朝日が原発事故に関して東電の企業論理を厳しく追及してきたことは、どのように捉え返されるのであろうか。もちろん、そんな朝日に東電の企業論理を厳しく追及する資格はないのではないかと、いおうとしているのではない。そうではなく、東電の企業論理を厳しく追及するときはジャーナリズムの立場に立ち、自社にとって不都合なコラムに対しては企業論理の立場から掲載拒否を裁断するという二重基準に対してどこまで自覚的であるのかを問いかけているのである。自社の企業論理とジャーナリズムの論理とが激しく衝突せずに、不都合なコラムを企業論理の立場から掲載拒否して済ませるような、そのような都合のよい新聞社が東電の企業論理を厳しく追及することに欺瞞の意識が募ってくることはないのだろうか。他社の企業論理を厳しく追及するのに、自社の企業論理は柵に上げておけば、それはジャーナリズムの精神でもなんでもなく、単なる卑怯者の精神ではないのか。

私の考えでは、コラム掲載拒否問題で一番重要なことは、池上コラムが「掲載拒否」されるような原稿であったことである。「掲載拒否」されるような原稿でなければ、掲載には値しないだろう。裏返せば、現在掲載されているどの原稿も、掲載に値しないところで掲載されているにすぎない。だから、どの文章も本当には読むに値しない。池上が自分のコラムについて事前に掲載拒否を予測していたのかどうかは知らない。ただ幸運にも池上コラムは掲載拒否されることによって、朝日が一番触れられたくない問題を掲載させることに成功しただけでなく、さらに掲載拒否されたコラムを書き換えずにそのまま掲載させることにも成功したのである。そこまで追い詰められてしまった朝日もまた、「掲載拒否」の水準を今後低くせざるをえなくなっていくであろう点で僥倖であったと思う。朝日(だけではなくすべてのメディア)の執筆者は、自分の原稿が掲載拒否にもならずメディアに許容され、掲載拒否になるような原稿をまだ書くにはいたっていないことを深く内省する必要があるだろう。